平成２２年（フ）第６５号
福岡県大牟田市鳥塚町14番地12
債務者　菊地　晴代
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第８８号
福岡県大牟田市上町１丁目２番地１
債務者　濵口　晃乃
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第９３号
福岡県大牟田市真道寺町26番地１
債務者　升元　純弘
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２２年（フ）第４１２号
長崎県長崎市宝栄町６番34―202号、申立時の住所長崎県長崎市興善町７番２号　馬渡ビル402号
債務者　川口　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４１６号
長崎県長崎市江里町14番１号　エトワール江里町303
債務者　白濱　一彦
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４４０号
長崎県西彼杵郡時津町日並郷1085番地101、旧住所長崎県長崎市三京町815番地276
債務者　野口　美雪
1　決定年月日時　平成22年９月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５８号
大分県日田市天瀬町馬原2036番地
債務者　江藤久美子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第５９号
大分県日田市南元町29番23号
債務者　穴井　里実
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月17日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２２年（フ）第４７号
山形県最上郡戸沢村大字神田846番地
債務者　江口　友美
1　決定年月日時　平成22年９月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２２年（フ）第２３６号
愛知県豊川市本野町北浦90番地　エスポワール103号
債務者　渕上　聖吾
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第４３号
愛媛県大洲市新谷乙1753番地６
債務者　佐々木裕也
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月18日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第２３３１号
名古屋市中村区烏森町４丁目14番地　名幸マンション102号
債務者　市川　唯之
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３２号
名古屋市中村区烏森町４丁目14番地　名幸マンション102号
債務者　市川　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４０２号
名古屋市中川区中郷３丁目251番地
債務者　小川　彰代
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５１６号
名古屋市千種区内山２丁目１番23号　コーポミヤコ４Ａ号
債務者　菅原　夏恵
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１６２号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１市営港島住宅70号棟413号
債務者　岩崎　賢一
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１１６３号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１市営港島住宅70号棟413号
債務者　岩崎　浩子
1　決定年月日時　平成22年９月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７７５号
宮城県名取市手倉田字八幡６番地の１
債務者　齋田　嘉広
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係